

河内長野駅周辺地区にぎわい創出社会実験事業支援業務プロポーザルについての質問に関する回答

NO	分類	質問	回答
1	対象地の前提条件について	現在設置されている仮囲いの取扱いを確認したい。あわせて、現在取り付けられている風車の扱いを含め、一部撤去・移設・開口部の設置等は受託者提案により可能か。	現在設置されている仮囲いや風車は撤去することも可能であり、提案者の創意工夫による提案を評価する。
2	対象地の前提条件について	仮設の電気・水道設備について、引込元として想定している位置・系統があるか。あわせて、既存引込の有無、メーター設置の可否、排水処理の考え方を確認したい。	既存設備はないため、受託者において仮設引込を行うこと。位置・系統は別途、市と調整。参考までに引込管の位置を示した図(メーター設置済み)を添付する。排水処理は現況地表への浸透やタンク回収など、環境配慮型で提案されたい。
3	対象地の前提条件について	対象地に関する地盤条件、埋設物(井戸等を含む)、地下障害物等について、既存資料の有無を確認したい。	地下埋設物に関する既存資料は、市保有の範囲で提供する。HP上に公開する。
4	対象地の前提条件について	本業務において、対象地は夜間開放を前提としているか。開放時間帯、施錠の要否、照明設置の想定があれば確認したい。	開放を前提とするが、開放時間は別途市と協議の上、決定すること。照明設置は必須ではないが、提案に含めることは可能とする。施錠の要否は防犯上の観点から協議の上決定す
5	対象地の前提条件について	仕様書には、出店者の「貸出許可等に関する権限は受託者にはない」とあるが、実際の許可主体、決裁フロー、標準処理期間を確認したい。	最終的な使用許可は、市が適切と判断したものについて行う。申請手続きの事務補助および調整は受託者の業務。決裁フロー、標準処理期間については、契約後に共有する。
6	対象地の前提条件について	道路使用、消防、保健所、警察、占用、近隣調整等の各種協議について、市と受託者のいずれが主体となる想定か。	原則として受託者が主体となる。
7	対象地の前提条件について	地域団体、商店街、ノパティながの等との調整について、市において既に協議・調整を行っている関係者がいるか。あわせて、既存の協議体や窓口の有無を確認したい。	一定の関係性は構築済み。詳細は契約後の初回打合せで共有する。
8	対象地の前提条件について	「市の事業かつ地域団体等が行うイベント」への支援について、想定している件数、規模、実施時期の目安を確認したい。	定めはない。地域団体の意向を尊重し、社会実験として効果的な範囲で柔軟に設定されたい。
9	対象地の前提条件について	「河内長野駅周辺地区エリアプラットフォーム構築支援業務」との協業について、当該業務の公募時期、受託者決定時期、連携会議の頻度想定を確認したい。あわせて、現時点で既存のプラットフォームや準ずる協議体が存在する場合は、その概要を確認したい。	別途4月下旬ごろに公募、6月初旬ごろに契約予定。連携会議は月1回程度を想定。現時点では協議体は存在していないとの認識であり、様々な事業者・団体から参加者を募る予定。
10	費用負担と収益の考え方について	提案上限額500万円(税込)の範囲内に、仮設インフラ工事費、什器製作費、ワークショップ費、広報費、保険料、電気・水道使用料、イベント運営費等の一切を含む理解でよいか。	500万円の範囲内にすべて含む。
11	費用負担と収益の考え方について	電気・水道代やイベント経費の一部を利用者から徴収できる旨が仕様書に記載されているが、徴収基準、徴収可能範囲、上限等に関する市の考え方を確認したい。	営利目的の過度な徴収は不可。公共性・公益性に基づき、適正な算出根拠があれば可とする。
12	費用負担と収益の考え方について	出店料や参加料の徴収は可能か。可能な場合、その収入の帰属先は委託者・受託者のいずれか。	原則として受託者の事業収入として扱い、業務全体の実績報告書へ記載すること。ただし、実績報告時に収支がプラスとなった場合は市に戻入すること。
13	費用負担と収益の考え方について	備品、什器、仮設設備等について、業務終了後は撤去前提か、あるいは残置も想定されているか。残置する場合、所有権の帰属先はどちらか。	残置を想定しており、所有権は市となる。
14	費用負担と収益の考え方について	本業務は国費補助事業とのことだが、補助対象経費・対象外経費・証拠書類の整理等において、特に留意すべき事項はあるか。あわせて、人件費の計上可否を確認したい。	補助金の適正な管理が必須。人件費計上は規定に基づき可能。詳細は経済産業省・委託事業事務処理マニュアル等を参考にすること。
15	費用負担と収益の考え方について	委託費の支払時期・支払方法を確認したい。受託者による立替が必要となる場合、立替期間はどの程度を想定しているか。	契約に基づく精算払い(令和9年4月以降に、契約金額の全額を指定口座へ振り込む)。立替については受託者側で資金計画を立てること。
16	実施回数・成果水準について	社会実験の実施期間中における、イベント開催回数や出店日数等について、最低基準はあるか。	定めない。提案者の創意工夫による回数・頻度を評価する。
17	実施回数・成果水準について	「日常的に憩う公共空間」としての平常時運用と、イベント実施日の運用について、市として想定する比重やバランスはあるか。	平常時の「居心地の良い空間」作りを重視しつつ、イベントで集客のピークを作るバランスで提案されたい。
18	実施回数・成果水準について	数値目標の設定は提案者に委ねられる理解でよいか。あるいは、市として期待するKPI水準はあるか。	提案時に目標を設定すること。市として特定のKPIを強制しない。
19	実施回数・成果水準について	効果検証において、特に重視する指標は何か。たとえば、滞在者数、平均滞在時間、売上、回遊性、来街頻度、地域評価等のうち、優先度の高い項目を確認したい。	滞在者数および滞在時間を優先度の高い項目として整理されたい。ただし、効果検証においては他の指標も必要な情報となるため、多様な視点から設定されたい。
20	実施回数・成果水準について	出店者売上の収集については、任意の聞き取りを想定しているのか、報告必須の運用を想定しているのか。あわせて、報告頻度、領収書等の証拠書類の必要性を確認したい。	報告は必須。ただし、領収書提出までは求めない(売上報告書等の提出で可)。
21	安全管理・責任分担について	受託者が加入すべき保険について、市として想定している種類や水準はあるか。例:施設賠償責任保険、イベント保険、生産物保険等	各種保険については、市と協議の上、受託者が必要と判断すれば加入すること。
22	安全管理・責任分担について	事故発生時の一次対応体制、緊急連絡フロー、市の関与範囲を確認したい。	受託者が一次対応を行い、直ちに市へ報告するフローとする。
23	安全管理・責任分担について	違法駐輪対策について、看板、区画表示、巡回、カラーコーン等の物理的対策以外に、市として許容する対策手法の範囲はあるか。	物理的対策に加え、人的誘導や啓発活動などのソフト面での対策も提案することが望ましい。

24	安全管理・責任分担について	荒天その他の事情によりイベントを中止する場合の判断主体を確認したい。あわせて、中止判断が委託者による場合における補償や費用負担の考え方はあるか。	受託者が主体となり判断するが、市と密に連携すること。不可抗力による中止時の費用補償は別途協議。
25	地域連携の実務について	地域住民等とのワークショップについて、想定人数、実施回数、対象層、募集主体等について市の想定はあるか。	内容・回数は提案に委ねる。地域住民を主体とした丁寧な合意形成を期待する。
26	地域連携の実務について	商店街や周辺施設との連携にあたり、市において既に調整済み又は連携を想定している関係先はあるか。	既存の関係先は契約後に情報提供する。
27	地域連携の実務について	地域との合意形成にあたり、特に配慮を要する近隣課題や過去の経緯はあるか。	近隣マンションの住民から、イベント時の騒音や匂いに関する苦情があったことから、特に夜間の騒音や匂い、通行の妨げについては特段の配慮を求める。
28	地域連携の実務について	ノバティながの等との連携について、「検討」にとどまらず、具体的な協議・実施までを期待しているか。あわせて、期待する実施レベルや連携内容のイメージはあるか。	協議・実施レベルまでの連携を期待する。
29	審査・提案条件について	企画提案書の20ページ以内には、工程表、配置図、イメージ図、実施体制図、見積内訳等も含む理解でよいか。	20ページ以内に含めて作成のこと。
30	審査・提案条件について	ヒアリング時に追加資料を配布することは可能か。	不可。当日は提案書の内容を口頭で補足説明する形式とすること。
31	審査・提案条件について	提案精度の確保の観点から、企画提案書の提出期限延長の予定の有無を確認したい。	延長の予定はない。
32	契約・成果品について	成果品(実施計画書、運営マニュアル、実績報告書)の提出時期について、中間提出を求める想定はあるか。	中間提出は求めない。
33	契約・成果品について	配置図や利活用プラン等の成果物に関する著作権及び二次利用権の帰属先はどちらか。	市に帰属する。
34	契約・成果品について	契約後の協議により、提案内容の一部変更が生じる可能性があるとの理解でよいか。あわせて、その場合の見積調整の余地はあるか。	契約後、状況の変化に応じ協議の上で契約内容の変更があり得るが、委託料の上限金額は500万円である。
35	契約・成果品について	新規にSNSアカウントやホームページ等を立ち上げた場合、業務期間終了後の管理権限・帰属先は委託者・受託者のいずれか。	業務期間終了後の管理権限は市に帰属する。